

# 生活応援します！ 庄原市補助金

市は、市民の皆さんの生活や活動を応援するさまざまな補助事業をご用意しています。その中から一部をご紹介します。補助金の利用方法など、お気軽に市役所各担当課にお尋ねください。

今回掲載する内容は、一部の補助金とその概要です。採択要件など詳しくは担当課および支所担当室で確認してください。

## 就業・定住・起業支援

### 若者就業奨励金

庄原いちばん基本計画の「にぎわいと活力」のいちばんづくりとして、若者の定住促進を図るため、若者を雇用した雇用主、あとつぎになった若者、起業した若者を応援する奨励金を交付します。

### ①雇用促進奨励金

●対象者 市内に居住する若者（満40歳以下、以下同じ。）を雇用した雇用主  
●補助額 対象となる若者を雇用開始した日から6カ月後に、雇用一人当たり10万円

### ②あとつぎ促進奨励金

●対象者

定住する若者であって、あとつぎとなった者  
●補助額 あとつぎ認定後に一人当たり10万円

### ③起業促進奨励金

●対象者 定住する若者であって、起業した者  
●補助額 起業後、一人当たり10万円  
問い合わせ 自治体課定住推進係  
☎0824・73・1257

### 転入定住者起業補助金

定住促進を図るため、市内で起業しようとする転入定住者（転入日前1年間に本市に住居登録の実績がない方で、永住の意思をもって本市に転入した方）に対し、補助金を交付します。  
●対象者 平成25年4月1日以降に転入し転入日から概ね1年以内に起業しようとする

## まちづくり支援

### まちづくり応援補助金

庄原市まちづくり基本条例に基づき、参画と協働による市民が主役のまちづくりを推進し、協働の担い手である

る者で、起業の活動拠点が市内にあること。  
●対象事業 広島県信用保証協会の保証制度を利用することのできる業種  
●対象経費 施設、設備の整備に要する経費、商品の試作や実験販売などに要する経費など

### ●補助額

対象経費の1/3で限度額は1起業当たり200万円

### ●申請期限

6月30日

### 問い合わせ

自治体課定住推進係  
☎0824・73・1257

る市民活動団体が行う公益的なまちづくり活動に対し補助金を交付します。  
●対象団体

市内に活動拠点が有り、かつ市内で活動を行い、または行う予定のある団体で次の2項目に該当する団体。  
・市内に在住し、勤務し、または在学する者5人以上で構成され、その2分の1以上の者が市内に住所を有する団体  
・庄原市市民活動団体登録制度に登録している団体または登録しようとする団体

### ●対象経費

市民活動団体が行う公益的なまちづくり活動に係る費用

### ①まちづくりアシスト補助金

●補助額 補助対象経費から当該事業に係る収入を差し引いたものの2分の1以内で上限50万円（1団体につき1回限り）

### ②学生チャレンジ補助金

## ペレットストーブ等 購入促進補助金

森林資源を有効活用し、環境にやさしいまちづくりを進めるため、ペレットストーブやペレットボイラーを購入する方に補助金を交付します。  
●対象経費 ストーブ・ボイラー本体の購入、設置・配管に係る直接的経費。

### ●補助額

ペレットストーブおよび薪ストーブは対象経費の3分の1で、上限は12万円。ペレットボイラーは対象経費の3分の1で、上限は50万円。

### 問い合わせ

林業振興課木質バイオマス係  
☎0824・73・1130

## 店舗活用・地域活性化支援

### 最寄り買い店舗改装支援補助金

最寄りの店舗での買い物やサービスを受けることができることを維持するため、日常生活に必要な商品の販売およびサービスを提供する店舗などの改装費を一部補助します。  
●補助額 改装費の2分の1以内で上限50万円

### 問い合わせ

商工観光課商工振興係  
☎0824・73・1178

## 農業・畜産業支援

### がんばる農業支援事業補助金

「農業所得10%アップ」を実現するための機械施設などの整備に対して、本市で農業経営を行う農業者に補助金を交付します。

### ●対象事業

- ①他の補助事業の対象とならない農畜産物生産を行うための機械施設の整備事業。（中古農機具などは、業者の見積もりを添付するものが対象）
- ②高付加価値化による農畜産物の販売拡大のための開発経費および加工する機械・施設の整備事業

③家畜自給粗飼料生産にかかわる農機具などの整備事業  
●補助額

### ①一般型

対象事業費の3分の1以内で、上限30万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、補助対象外。

### ②認定農業者型

農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業費の3分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の2分の1以内。補助金上限額は50万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。  
問い合わせ 農業振興課農業振興係  
☎0824・73・1132

### 比婆牛ブランド化促進事業

比婆牛ブランド化を推進するため、繁殖母牛群の造成に取り組む農家などに助成金を交付します。

### ●対象事業

- ①あづま蔓導入・自家保留助成金 1頭につき5万円
  - ②あづま蔓・比婆牛素牛造成人工授精・受精卵移植助成金 1受胎につき1万円
- 問い合わせ 農業振興課畜産振興係  
☎0824・73・1227

## 家畜飼養施設増改築等支援事業

市内の和牛、乳牛、豚を飼養する畜産農家が、畜舎や堆肥舎の新築・増改築、既存施設の取得を行う場合に、対象経費の3分の1以内で補助します。取り組み内容で上限が異なります。  
問い合わせ 農業振興課畜産振興係  
☎0824・73・1227

## 地域材活用

### 地域木材住宅建築普及奨励金

地域木材を使用して住宅を新築または改修する方に奨励金を交付します。

### ●対象住宅

- ①一戸建ての木造住宅
  - ②主要構造部材などに地域材を使用し、その証明書を添付すること
- ※現地調査による確認を実施します。

### ●奨励金

地域材の使用量	奨励金の額
2㎡以上5㎡未満	10万円
5㎡以上10㎡未満	20万円
10㎡以上20㎡未満	40万円
20㎡以上	60万円

※地域材の使用量に応じて金額が変更します。

### 問い合わせ

林業振興課林業振興係  
☎0824・73・1124

**まちなか活性化補助金**

にぎわいの場の創出につながる、空き店舗などの改装などに対し、支援を行います。対象地区は、各地域の中心となる地域、庄原都市計画区域の用途地域（工業地域を除く）。

①まちなかギャラリー等開設事業

コミュニティホールやギャラリーなどの開設に対して、店舗借上料と改装費の一部を補助します。

●借上料補助

借上料の2分の1以内で、上限は月額4万円。（2年以内）

●改装費補助

改装費の3分の1以内で、上限は240万円。

②空き店舗等活用創業支援事業・店舗改装支援事業

小売業・一般飲食店などを新たに創業する場合や老朽化した店舗を改装する場合、店舗の改装費と借上料の一部を補助します。（借上料は新たに創設した場合に限る）

●借上料補助

借上料の2分の1以内で、上限は月額4万円。（2年以内）

●改装費補助

改装費の3分の1以内で、上限は50万円。

③まちなかイベント事業

まちなかを活性化しようとするイベントの事業費を一部補助します。

●事業費補助

対象経費の2分の1以内で、上限は40万円。

問い合わせ 商工観光課商工振興係

☎0824・73・1178

**生活環境改善**

**飲料水供給施設整備費補助金**

飲料水が不足する地域で、水源を整備する方に補助金を交付します。

●対象者

庄原市水道事業計画給水区域および簡易水道計画給水区域内の給水可能区域以外で、生活のための飲料水が不足している方。

●補助額

対象経費（ボーリング・掘削にかかる経費）の2分の1以内で、上限は40万円（共同設置分を除く）。

問い合わせ 環境政策課環境政策係

☎0824・72・1398

**生活道舗装事業補助金**

生活道の改良または舗装に対して補助金を交付します。申請期限は5月末。

●補助金

事業に要する経費と、市が定める工事費用を比較し、いずれか低い額に40%を乗じた額。1カ所当たりの上限額は64万円。

問い合わせ 建設課管理係

☎0824・73・1150

**生ごみ処理容器等補助金**

生ごみ処理容器および生ごみ処理機を購入、設置した方に補助金を交付します。

●補助金

購入費の2分の1以内で、上限は1万6千円

問い合わせ

環境政策課環境政策係

☎0824・72・1398

**地域ごみ集積所設置補助金**

地域が一体となって、新たにごみ集積所を整備する地域に補助金を交付します。

●補助金

整備にかかった費用の2分の1以内で、上限は4万円

問い合わせ

環境政策課リサイクルプラザ係

☎0824・72・1398

**木造住宅耐震改修促進補助金**

木造住宅の耐震診断、耐震改修工事に対して補助金を交付します。

●補助金

耐震診断は診断費用の3分の2以内で上限は4万円。耐震改修工事は工事費用の3分の1以内で上限は40万円。

問い合わせ 都市整備課建築係

☎0824・73・1151

**住宅リフォーム補助金**

自宅のリフォームに対して補助金を交付します。

●補助金

リフォーム経費の10分の1以内で、上限は10万円。ただし、同一住宅は1回のみ。

問い合わせ

都市整備課管理係

☎0824・73・1172

**住宅用太陽光発電システム設置事業補助金**

住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付します。

●補助金

太陽電池モジュール出力1kwあたり3万5千円で、上限は14万円。

問い合わせ

環境政策課環境政策係

☎0824・72・1398

**農林施設整備事業補助金**

地元受益者が実施する農林業基盤（農林道など）の整備事業に対して補助金を交付します。申請期限は5月末。

●補助金

事業に要する経費と、市が定める工事費用を比較し、いずれか低い額に25%を乗じた額。1カ所当たりの上限額は37万5千円。

問い合わせ 農村整備課管理係

☎0824・73・1137